

出産・育児に関する休暇制度等について

御坊市総務部総務課

制 度 (R7.10.1現在)		利用対象		//A I		Ao Cynin a Cynin a Cynin a Cynin a chan a	
		男性 職員	女性 職員	給与	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
特別休暇	産前産後休暇	-	0		(概要)	出産予定日前6週間、産後8週間の期間内で与えられる休暇	
					(期間)	1 4週間(98日) (多胎妊娠の場合22週間(154日))	
	保育時間休暇	0	0		(概要)	生後1年未満の子を養育する職員が授乳・託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇	
					(期間)	1日2回それぞれ30分以内	
	配偶者出産休暇	0	_		(概要)	妻(事実婚の妻も含む)の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇	
					(期間)	2日の範囲内の時間又は期間(出産に係る入院等の日から産後2週間を経過する日まで)	
	育児参加休暇	0	ı	有給	(概要)	妻の産前期間及び出産日以後1年まで、その出産に係る子又は小学校に入学するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇	
					(期間)	5日の範囲内の時間又は期間	
	子の看護等休暇	0	0		(概要)	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が子を看護等する必要がある場合に与 えられる休暇	
					(期間)	1暦年において5日の範囲内の時間又は期間(対象となる子が2人以上の場合は年10日)	
	不妊治療休暇	0	0		(概要)	不妊治療のため通院する必要がある職員に与えられる休暇	
					(期間)	1暦年において5日の範囲内の時間又は期間(体外受精等の高度な治療の場合は10日)	
	妊婦健診等休暇	-	0		(概要)	妊娠中又は出産後1年以内の職員が健康診査及び医師・保健師等から保健指導を受診する必要がある場合に与えられる休暇	
					(期間)	必要と認める時間	
休業等	育児休業	0	0	無給	(概要)	子を養育するため、一定期間休業することを認める制度(※子が1歳になるまでは共済組合から手当金が支給)	
					(期間)	子が3歳に達するまで	
					(回数)	2回に分けて取得可能。 男性職員は、子の出生後57日以内にさらに2回取得可能(産後パパ育休)で、合わせて最大4回取得可能	
	育児短時間勤務	0	0	減額	(概要)	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度	
					(期間)	子が小学校に入学するまで (勤務時間は、週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から選択)	
	育児部分休業	0	0	減額	(概要)	子を養育するために、1日の勤務時間の一部又は全部を勤務しないことを認める制度	
					(期間)	子が小学校に入学するまで、1日2時間以内(30分単位)又は年度毎に77時間30分以内(1時間単位又は1日単位での取得が可能)	